

《平成 30 年 第一回 三平事務所セミナー》

拝啓、時下ますますご清栄の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年、働き方改革関連法案が出され、平成 31 年 4 月 1 日に時間外労働の上限規制を導入することを目標に進められています。また、同一労働同一賃金の実現に向けて、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正についても、大企業は平成 31 年 4 月 1 日、中小企業は平成 32 年 4 月 1 日を目標に進められており、さらに昨年は立て続けに、同一労働同一賃金に関連し、重要な裁判例が出されています。第一部では、弊所代表の三平より人事労務管理の視点から、第二部では弁護士の村本浩先生より法務の視点から、働き方改革関連法案の概要とその実務対応について、解説をさせていただきます。

ご多忙のこととは存じますが、是非ともご参加くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、参加申込書（裏面）にご記入のうえ、弊所宛に FAX を送付賜りますようお願い申し上げます。ご参加を心よりお待ちしております。

敬具

<開催日>

平成 30 年 3 月 2 日(金)

<会場>

新橋ビジネスフォーラム 第一日比谷ビル 8 階(裏面参照)

<参加費>

1,000 円

<タイムスケジュール>

17:30～18:00

受付

18:00～18:30

第一部 ～社会保険労務士法人 三平事務所 代表社員 三平 和男～

「働き方改革」に伴う人事労務管理対応について

～育児・介護・病気の治療等と仕事の両立に向けての企業対応～

18:40～20:40

第二部 ～岩谷・村本・山口法律事務所 弁護士 村本 浩先生～

- 1 「働き方改革」政策の経緯と働き方改革関連法案の概要
- 2 時間外労働の上限規制への対応
- 3 「同一労働同一賃金」関連法案への対応
 - (1) パート・有期雇用労働者・派遣労働者の不合理な待遇の禁止
 - (2) 「同一労働同一賃金」に関する裁判例の解説

<講師プロフィール>

弁護士 村本 浩

訴訟、企業・労働法務、個別的労働関係紛争・団体的労使紛争への助言・代理、
労務コンプライアンス意見書作成、労務デューデリジェンスなどに従事。

【経歴】 2006年 京都大学法科大学院修了・司法試験合格

2007年 弁護士登録（大阪弁護士会）

2009年 経営法曹会議入会

2015年 村本綜合法律事務所設立

2016年 岩谷・村本・山口法律事務所開設

<アクセス>



〒105-0004 港区新橋 1-18-21

新橋ビジネスフォーラム

第一日比谷ビル 8階

TEL : 03-5843-9169

銀座線・都営浅草線 7番出口より徒歩3分

JR山手線・横須賀線 新橋駅日比谷口より
徒歩4分

都営三田線 内幸町駅より徒歩1分

<参加申込書>

出席連絡票 FAX : 03-3504-0072 (社会保険労務士法人 三平事務所)	
貴社名	
貴社ご住所	
電話番号	()
ご出席者氏名	様

【個人情報の取扱いについて】

本申込により取得した個人情報は、プライバシー・ポリシー(個人情報の保護に関する基本方針)に基づき、以下のよう
に取扱います。なお、セミナーのお申し込みをもって以下の事項につき、同意されたものとみなします。また個人情報の
の提供は任意ですが、ご提供いただけない個人情報によっては、お申込みが完了しない場合がございます。あらかじめ
ご了承ください。

① 利用目的

●お申し込み状況の管理、ご参加履歴の管理 ●当事務所内においてのみ使用する統計資料の作成

② お客様の個人情報に関するお問合せ、個人情報の開示・訂正・削除等のお問合せにつきましては、下記窓口で受付
けております。

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-19-3 第2双葉ビル5階

社会保険労務士法人三平事務所 個人情報保護責任者 松倉 恵理

メールアドレス: info@mihirajimusho.jp TEL:03-3504-0071/FAX:03-3504-0072

③ 個人情報の第三者への提供および委託は行いません。